

新	旧
<p><u>(映像等の送受信による通話の方法での委員会の開催)</u></p> <p><u>第14条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延、災害の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第18条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項本文の場合において、オンラインによる方法で委員会に出席を希望する委員は、あらかじめ、委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の許可を得てオンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(公述人の決定等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。</u></p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 参考人については、<u>第24条（公述人の決定等）第3項、第25条（公述人の</u></p>	<p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>(参考人)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 参考人については、<u>第25条（公述人の発言）、第26条（委員と公述人の質</u></p>

新	旧
<p>発言)、第26条(委員と公述人の質疑)及び第27条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。</p>	<p>疑)及び第27条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。</p>